

# プラント輸入で奨励を受ける経済行為 と地域に関するアルヘンチナ国政令

El Decreto argentino sobre las ACTIVIDADES  
y ZONAS promovidas

山崎俊夫(訳)

ブエノス・アイレス, 1964年4月30日 政令1964年第 3,113号

実施せられた検討の結果に鑑がみ, 現況経済の動向の中で真の工業発展に裨益する目的をもって許可することのできる恩典並びに免税に関するいっさいの諸措置を単一の法令に統合するところの, さらにまた, 国家的な諸行為相互間に, 及び諸地域間に奨励の順位を定め, その順位に基いて投資を導入することが必要であると考慮されるところから, 優先の順位をつけて制定するところの合理的且つ公正な, 奨励の体制を樹立することが好都合であること。

この案件における組織的な新たな体制が制定せられるに当っては, 「発展計画」に定められている優先性を有する特定地域若しくは工業の奨励を調整するために「国家の発展計画諮問委員会」の介入の余地のあることを考えておく必要があること。

上記機関の介入があるときは, 一方では同時に, この政令で制定せられる奨励的恩典をその他の地域に拡大することが望ましいかどうかの状況判断を下すことを可能ならしめるであろうということ。

同様にして, 奨励する諸行為に就ては, 財務計画と共に財政収支への計画の影響に関する面でも, アルヘンチナ共和国の中央銀行の助言を期待することが便宜であること。

他方、「گران・ブエノス・アイレス」の地区に旺行して来ている大規模な工業集中を見るならば、適宜、経済行為分散化を刺戟するために、何らかの、明文をもってする除外規定をあらかじめ設けて、上記の地区を奨励体制の恩典から除外することが望ましいということ。

単一の法令に一括して奨励の基準のグループ分けをするならば、さらに一層恩典の許与における画一的なカテゴリーの適用を保障することになり、同じような情勢が、足並みの不揃いな仕方であれこれと考えあぐねられて判断せられることを回避するようになるということ。

斯かる目的の達成には、税負担の衡平と公正の原理に立脚した上で免税の組織的体制が樹立せられなければならない。すなわち、仮りに、過度の特権を与えてその結果、その特権が国庫の徴税額に大きく災して、経済行為の異なる他の部門から、より一層の過剰分をもたらすことでもしなければ収拾のつかないような事態に陥らないようにしなければならないということ。

行政権者の基本的な配慮は、結局、この今回公布する諸基準によって工業上の奨励体制を樹立し、従来の経験をこの案件に考慮に入れて、真の、また、組織的な、経済発展を希求することに役立つようにという念願からであるということ。

以上の諸観点並びに配慮の結果から、法律第12,987号（法律第15,801号により改正されたもの）、法律第14,780号及び法律第14,781号に基き、アルヘンチナ国大統領は次の政令を公布する。すなわち、

## 第一章 受 益 者

### 履 行 す べ き 要 件

第1条—第2条に定められた諸行為若しくは第5条に云う諸行為をおこなう企業若しくは経営で、第4条における特定地域に設立せられているものは、この政令で認められた恩典を享受することができる。但し、必ず次の要件を履行しなければならない。すなわち、

第 a 号 新規の企業若しくは経営或いは既存のものの拡張であること。

第 b 号 技術上能率的で且つ経済上採算のとれる構成単位であること。

第 c 号 設立せられ若しくは拡張せられる企業若しくは経営が、国内に住所を有する自然人の所有であり、また、法人の場合にはそれがアルヘンチナ共和国の法律に基いてその住所をもち及びアルヘンチナ共和国国内で設立せられたものであること。

## 第二章 奨励せられる諸行為

第 2 条一次の諸事項は各件別に定められた恩典の割合により、国の全領土内（但し第 3 条での特定地域を除く）で奨励せられる諸行為である。

A——製鉄業、それに類するもの：

1. 鉱石から出発して工業循環工程を起こし、その循環を鑄鉄若しくは海綿鉄の製品をもって終了する、半成品の製鉄業の単位体；又は鑄鉄、海綿鉄若しくは屑鉄から工業循環工程を起こし、その循環工程に普通鋼に非ざる、若しくは特殊鋼の加工を伴い、普通鋼との割合が、出願申請事務当局の判断でアルヘンチナ国製鉄計画の目標に照らして適当であると判定する割合であるものであって、その循環工程を鑄鋼、圧延鋼若しくは鍛鋼で終るもの。以上は第 7 条 a) 号の免税の 75% の割合をもって。

2. 鉱石と燃料から出発して工業循環工程を起こし、その循環工程を鑄鋼圧延鋼若しくは鍛鋼の製造をもって終了するもの。第 7 条 a) 号の免税の 100% の割合をもって。

B——石油化学工業、それに類するもの：

1. 石油若しくは天然ガス、その分離析出又は蒸溜物から出発して、主として完全及び不完全化合の炭化水素、鉱油又は芳香油若しくは硫黄若しくは水素の化合物を製造する工場施設。第 7 条 a) 号の免税の 50% の割合をもって。

2. 次の生産物の幾つかを製造する工場施設。すなわち、合成ゴム、カーボン・ブラック、肥料、稀釈剤、除草剤、プラスチック及びフェノール油脂

類，ポリエチレン，ポリビニール塩化物，ポリプロピレン，ポリアミド，ポリエステル，尿素化合物及びそれらの同素体或いは将来発達することのあるその他の類似の生産物。但し，必らずそれら工場施設は単一の企業に完成せられているか，又は国内に設立せられた基本工場施設—前項に規定せられたもの—と調和的關係を保つものでなければならない。これらは第7条 a) 号の免税の100%の割合をもって。

前段に施こされている措置の目的に鑑みて，一工場施設は，原料が量及び質において実質的に補給されることができて，なおかつ，契約，確定取引で取極めのなされた取引に関する経営，又はその他奨励を受ける行為の常規的機能を事前に保障する約束が存在する場合には，生産循環工程において，その工場施設に先行する他の工場施設との間に調和的關係を保つと理解せられる。

潤滑油若しくは燃料の製造を主たる目的とする工場施設は含まれない。また機織工程若しくは前段に指定せられた生産物を変形する工程を展開する工場施設も含まれない。

C——繊維素製造工業，それに類するもの：

1. 繊維パルプ，短繊維もの，フィラメントものの製造工場施設。第7条 a) 号の免税の50%の割合をもって。

2. 前項で示された生産物の循環工程を完成し，紙及び厚紙を造る工場施設は第7条 a) 号の免税の75%の割合をもって。

3. 日常用の紙を製造するパルプ工場施設は第7条 a) 号の免税の100%の割合をもって。

D——鉱山業は石油，ガス及び第三カテゴリーの鉱物を除き，いっさいの段階におけるものが第7条 a) 号の免税の100%の割合をもって。

E——営林業及び造林業，それに類するもの：

農牧業省によって認可せられた組織計画に基いて作られた営林場で，木材及びその他の，国家の工業の発展のために必要な林産物の合理的利用のために人工造林を目的とするものは第7条の a) 号免税の100%の割合をもって。

F——釣魚及び海港及び内陸水域の漁撈，それに類するもの：

この行為から出発して当該行為を工業化し若しくは配給をもって完成する企業は，第7条 a) 号の免税の 100%の割合をもって。諸段階のうちの一つが果されるに過ぎない抽出若しくは加工の場合は75%の割合。

G——建設業：エコノミー住宅の規格と組立式製作システム下に，建築のために職能的な総合仕上げを構成する場合には第7条 a) 号の免税の 100%をもって。

第3条一本体制の恩典からは，聊邦首都圏及びブエノス・アイレス県の次の区分に含まれるグラン・ブエノス・アイレス地区は除外せられる。すなわち，アルミランテ・ブラウン，アベリャネダ，ベラサテギ，エステバン・エチェベリーア，フロレンシオ・パレラ，ヘネラル・サン・マルチン，ヘネラル・サルミエント，ラ・マタンサ，ラヌス，ロマス・デ・サモラ，メルロ，モレノ，モロン，キルネス，サン・フェルナンド，サン・イシドロ，ティグレ，ツレス・デ・フェブレロ及びビセンテ・ロペスのそれら現行境界内の区域。

本条の定める除外は，その地区に既存の何らかの行為が拡張若しくは補充せられる場合は効力をもたない。但し，技術的見地並びに既になされているものと新規投資との関係からも，いずれから見ても同様に真実の拡張若しくは補充となるものでなければならない。出願申請事務当局がこれら諸要件の義務履行を調査する。

ティグレ，サン・フェルナンド及びデルタ地区の諸行政区に定められた除外例は，第2条C号及びE号で考慮せられた諸行為が取扱われる場合には効力をもたない。（パルプ，造林の場合は恩典があることになる。——訳者註）

### 第三章 特別奨励地域

第4条一次に掲げる諸地域は特別奨励地域である。

【A地区—コロラド河とその支流バランカス河との南に位する地区，プエレン，クラコ，パンパス県のラウエイル・カレルとカレウ・カレウの諸支局地区，及

びメンドサ県のマラルグエ支局地区。これらの現行行政地区にある全域。

**B地区**—カタマルカ，フフイ，ラ・リオハ，サルタ，サンチアゴ・デル・エステロ，ツクマン，チャコ及びフォルモサの諸県を抱える地区。ソブレモンテ，リオ・セコ，ツムバ，イスチリン，トトラル，クルス・デル・エヘ，ミナス，ポチョ，サン・アルベルトの諸支局地区，コルドバ県のサン・ハビエス，及びベラ，ヌエベ・デ・フリオの諸支局地区，及びサンタ・フェ県のヘネラル・オブリガード，及びカリンガスタ，イグレシヤス，バリエ・フェルティルの諸支局地区，及びサン・フアン県のハチャル。これら全部の現行行政区に含まれる地域。

これら三つの地区（A地区と，Bに指定された二地区。——訳者註）では第2条に示される諸行為に対してと，第5条に云う地区別の特定の諸行為に対して，等しく第7条 a) 号の免税の100%の割合が適用せられる。

#### 第四章 地区別の特定の諸行為

第5条—前条で特定せられた諸地区では次の諸行為が奨励せられる。すなわち，

a) それらそれぞれの地区の原産である土産品を工業化するいっさいの諸行為若しくは輸出を増大するために若しくは輸入品に代替するために寄与するいっさいの諸行為。

b) 特に次に掲げる諸行為。すなわち，

1. 木材，ファイバー及び脱穀粕の浸出，練り上げ，室内乾燥及び工業化
2. 最小限の紡績過程を完成するまでの天然繊維の加工
3. 皮なめし作業
4. 食品加工の工業化或いは冷蔵
5. 冶金
6. 薬品による化学処理

## 7. 製陶或いはガラス窯業

### 第五章 免 税

#### 任 意 選 択 制

第6条—この奨励体制に含まれる企業若しくは経営は、第7条に割合を示して各項に列挙せられている免税を全面的に受入れるか、或いは、企業若しくは経営の投資者たちが課税上の恩典を享受できるように図かる目的をもって、同条の一の挿入条項 a) , b) 及び c) 号が投資者たちに与えている免税は、文書をもって放棄する意思を明かにし、部分的に免税を利用するかについて選択をすることができる。この後者の場合には、課税上の恩典は、本政令の第8条でそれら投資者たちに与えられている。

#### 企業若しくは経営のための恩典

第7条—この奨励体制に含まれる企業若しくは経営は、下に定められている諸恩典を享受する。但し、必ず1969年1月1日より以前にそれら恩典の受入れについての申請書を作成しなければならない。前条に云う選択的免税の後者の条件を採択する趣旨の場合には、それらの免税には、本条の一の a) , b) c) 号の措置は効力をもたないことになる。（企業若しくは経営の選択で、投資者たちに与えられる免税の恩典を、企業若しくは経営の側が包括的に享受することを放棄し、その恩典を第8条により、投資者たちに廻わして享受させる方法を選んだ場合を云う。——訳者註）

この政令の発効後最初の3か月間に受けられる申請は、本体制の構成要素に既に期待せられて来ている各種職能の釣合いを通して最も好ましいものとなる諸投資を選び分ける目的をもって、出願申請事務当局により一括して考慮せられる。但し、上記の期間以後に提出せられるいっさいの申請が考慮せられることを妨げない。

#### 一、一般的恩典

a) 十年を最大限の会計期間とする場合の、次表に定められている諸項目

及び次表の後に規定せられているその他の規則の適用によって算出される割合での、収益税，臨時収益税，無償贈与・移転に対する無償交付による資産取得への課税代替賦課金の意味で支払う金額の減免率。

会計期間	百分率
工場施設の操業開始の年度を含む	
1	100
2	100
3	100
4	100
5	85
6	70
7	55
8	40
9	25
10	10

この表は，1967年1月1日より以前に提出せられる諸申請に対してのみそのまま有効にあてはまる。

前記日時と1968年1月1日より以前との間に提出せられるものは，恩典100%の年度を1年喪失して9年間の恩典を有する。

場合により，前項に云うその最後の期日（云うまでもなく1968年1月1日を指す——訳者註）から1968年12月31日までに提出せられる申請があるときは，恩典100%の年度を2年喪失して，8年間に対する前掲課税の減免を受ける。

本体制に含まれる営林及び造林の企業には，——当事者の選択で——操業開始の年度を，投資がなされた年度，若しくは引続き，最大限第6年度までの年度を入れた会計年度と読み代えて算入する。

減免額の決定には，以下に指定せられる処置に従がう。すなわち，

第1) 株式会社，公私合営の株式会社及び株式合資会社（株式による出資資本に対応する部分で）。



算出せられる減免額は前掲表に基き、税金支払のおこなわれる年度に対応する百分率を、宣誓せられた各個の納付申立書で決定せられる課徴額に直接的に乘じて定められる。

第2) 個人企業及び合名会社（株式合資会社における無限責任社員に対応する部分を含む）。

算出せられる減免額は前項に示される処置に準拠して決定せられる。但し、個人課税（1962年～64年臨時所得税）の性格により、その清算及び支払が総合所得についてなされる場合を除く。この場合の上記課徴額では、設立せられた企業若しくは経営の課税対象である純利益に、企業若しくは社員に帰属する参加分についての各個の宣誓せられた納付申立書に算出せられる各年度の納付義務の増加が、課徴額の支払いがなされる各個の年度に対する前掲表に定める百分率を乘じて算出されていなければならない。

前記第1) 項及び第2) 項に云う処置の、いずれの適用によっても、その算出せられる課徴額は、税金勘定への支払として各個の宣誓せられる納付申立書に算入せられるわけであって、指定の経済行為の種類若しくは恩典を受ける地域（100%、75%若しくは50%の）による課徴上の恩典には、1960年に成文で公布せられた法律第11,682号の第18条が規定する補償を——納付者の選択により——排除することができる。（補償を受ける場合は恩典は受けられないし、補償を受けなければこの体制の規定の恩典を受ける。——訳者註）

この挿入条項a) に規定する勘定への支払としての計算は、いかなる名称の下であるかを問わず、現に免除せられているものへの補完若しくは代替となる現在若しくは将来の諸課徴に拡張せられる。

第4条に特に明記する特別恩典地域の枠内で行為をおこない、本体制に含まれる企業若しくは経営には、その行為の種類に該当する関税免除の趣旨の如何にかかわらず、第1) 項及び第2) 項に規定する処置の適用によって決定せられる減免額の100%を計上する。

企業若しくは経営の拡張の場合には、上に規定する課徴上の恩典は、各個に

国税庁が公布する基準に基づき，その拡張に相応する単一の割合に一致してスライドせられる。

b) 新たに発足する企業若しくは経営は，申込に関する主務官庁による認可の日と，恩典を受ける行為の操業開始の日との間に締切られる各会計年度に対応する財産の無償交付・移転にかかる，課税に代わる代替賦課額の支払いを，操業開始の日を含める会計年度に対応した納付宣誓申立書の提出のために定められた一般的な所定期間の満了まで延期することができる。斯かる場合には，前記の期間満了のときから会計年度の繰越に応じて，無利子で，等額且つ継続的な額を年々振り当てて，延納された納入債務を払い込んで行かなければならない。

c) 増資及び新株の発行を含めて，会社の契約に関する印紙税の最大限10年間の免除及びその延期では，免税を決定するために考慮せられる経済目的に上記の諸行為が必ずそれにふさわしいものでなければならない。

d) 暫定的な形で申請せられる，企業若しくは経営の計画の展開のために必要な外国人の入国及び滞在の許可は，その家族同伴でそれをなすことができる。

e) 設備の優先は，1963年の政令第 5,339号の措置及び本体制に定められたところに準拠する。

f) ガス，電気エネルギー及び燃料の助成価格では，単に消費のみならず，使用地方に関するエネルギー源の位置をも考慮すること。同様にまた，各種運輸体系に対応する助成運賃が考慮せられなければならない。

## 二、特別な種類の恩典

### a) 製 鉄

1. 製鉄プラントにあてる目的で輸入される機械類，付属品及び取換え品，並びに原料，燃料及び材料の輸入関税及び加徴金の免除。但し，合理的な量，質，期間及び価格での国産品があるものを除く。

本免税には，1958年政令第 3,762号に規定せられる諸加徴金を含まない。

2. 収益税及び臨時収益税の支払の実施を目的として、——1960年の法律第11,682号第71条に定めるところに準拠し、——耐用年数の前半に固定資産投資額の3分の2を減価償却することができる。

b) 石油化成

この工業が原料として使用するガスの助成価格は、1964年政令第1,215号によって創設せられた委員会によって定められる。

c) 営林及び造林

造林の有資格者は法律第14,394号によって規定せられたところに基づき「家族の福祉財産」におけると同様の機構を組織することができる。

d) 釣魚及び漁撈

漁獲作業に従事する漁船に必要な燃料の、1958年政令第244号（Bunker System）に規定せられた免税による入手。

投資者に対する恩典

第8条—投資者が——以下に定める納税上の利益を享受する目的をもってする、第7条の一の挿入条項 a) , b) 及び c) に定められる各種恩典に対する文書による放棄——第6条に云う二者択一の第二の条件を放棄するときには、これら投資者は、恩典を受ける地域を含めて、何らかの奨励行為を目的とする企業の形成若しくは拡張にあてられた投資額（払込済投資額若しくは払込引受額及び発行株式総額の満額払込）を、本条の第1号に定める割合で、且つ、第2号から第4号までに規定せられる諸要件及びその他の補足的諸措置を充足することを条件にして、当期利益から控除することができる。

1. 控除しうる金額は、第7条の一の挿入条項 a) に云う諸企業に対する恩典を放棄しているとき、それぞれ 100%、75%及び50%の免除率に該当する企業若しくは経営の取扱いに際しては、投資額の70%、50%及び30%になる。

2. 投資は遅くとも、各個の場合に主務官庁が定める操業開始の日までには履行されなければならない。この目的の場合に限り、たまたま初回の期間にあたるような延納は考慮せられてはならない。

3. 未払込株式の引受がある場合，その満額払込は引受の日から一年後には履行せられなければならない。

4. 各個の投資はその名目の財産に2年を下らない期間維持せられなければならない。

本条で認可する控除は，当該投資が事実上履行せられる会計年度におこなわれなければならない。また，未払込株式の引受がなされるときは，その株式の払込がなされる会計年度におこなわれなければならない。

国税庁は，本条に規定する免税の適用に必要な諸規則を，特に，現実に履行せられる投資及び第4号に指適する期間中の，株式の出資若しくは積立のための諸条件を考慮した株式に就いて定める。

#### 恩典の停止

第9条一上に定められた免税は，経済諸行為の，若しくは本政令に列挙せられた諸地域での生産拡張の必要が存在する間許与せられる。出願申請事務当局の判断により，経済行為若しくは地域に引続き与えることが妥当でないと判定せられたものがあるときは，発展に関する国の諮問委員会の事前の報告を経て，出願申請受理に関する副署と連署の義務を負う国政府の大臣の合議の決裁によって当該経済行為若しくは地域を本体制から除外することができる。

### 第六章 必要な報告事項

第10条一本体制での保護の申請には次の報告を内容として含めなければならない。すなわち，

a) 申請者である自然人若しくは法人の区別及びその住所の個別的記載。申請書にはそれぞれの該当する場合に応じ公けに署名された条例若しくは会社の契約書の写しを添付しなければならない。拡張の取扱いがなされる場合のあるときには，なおそのほかに最近三か年度間の貸借表を含めなければならない。

b) 経済行為の明細書。原料，その原産地及び買入れ原価；用いられる技術仕方，及び使用原料へのその適応；機械及び設備の原産地；獲得する生産物と

主もな副産物；及び配給網；見積り消費電力と燃料の必要量；石炭，ガス，石油製品薪炭材等一一を示すもの。

c) 当該企業の操業後最初の五営業年度間の生産計画で，主たる製品と副産物の見積り量及びそれらの品質を示すもの。

d) 市場調査で，資料の出所と計算の方法を示して付すること。

e) 財務計画で，出資の受入れ及び株券，出所の明細を付した外国からの債務証書，償却期限及び利子率の詳細を含めたもの。

f) 費用及び便宜上の手段としてとられた場合の授權資本の資本への繰入れ（払込済みになること。引受により出資の約束をし，その払込みを履行することにより約束の出資金が支払われた場合を意味する。一一訳者註）の期間一一を見積って期待せられる収益額。内国銀行の借款の助けを借りずに外資の得られるものが存在するときは，操業開始から最初の二年間に要する融通手形への担保のための必要金額の証明。

g) 本政令第6条に規定せられるところに従って選択する旨の免税制度に関する文書による意思表示。

h) 申請にはなおそのほか，出願申請事務当局がその規則に定めるその他いっさいの報告を含めなければならない。

申請書が本体制に要求せられている諸報告を含めていないときには，その提出のために定められた期限の到来まで文書保管せられる。但し，当該経済行為が，その特殊の性格から，本来的に本条に定められた諸要求のいっさいを履済しえない場合はこの限りでない。

## 第七章 出願申請機構

第11条一出願申請事務当局は，製鉄業，営林業，造林業のためのものを除き鉞工業省とする。上記のものについては，それぞれ軍需庁，農牧業省があたる。

出願申請事務当局は，提出せられた申請に就て次の各機関に意見を徴する。すなわち，発展計画に定められる優先順位へのその適否に就ては国家発展諮問

委員会に。第10条の挿入条項 e) 号と第12条の d) 号に云う財務計画に関してはアルヘンチナ共和国の中央銀行に。第2条の第F号の場合には国政府の農牧業省に。第10条の挿入条項 b) 号と第12条の b) 号でその管轄となる事項に就てはエネルギー・燃料省に。又、本政令の第2条第A号及び第E号が取扱われるときは国政府の鉱工業省に。

この最後の場合（第2条の第A号及び第E号）には、出願申請事務当局は国政府の鉱工業省に意見を求め、国政府の鉱工業省は、それぞれ該当するところにより、製鉄業、営林業及び造林業によって要求せられる原料、機械、付属品取換部品及び材料を、質、量、期間的に内国企業が調達する状態にあるか否かを決定する。

なおそのほかにも、出願申請事務当局は、国立、地方立、都市立の諸機関、並びに民間企業に助言を要請することができる。

第12条一出願申請事務当局は、提出せられた報告と諮問を受けた諸機関の作成した報告を、次の諸事項を考慮に入れて検討する。すなわち、

a) 採択せられた製造工程、その使用原料への適否、及び各個の事業場の技術的發展の度合。

b) 原料、エネルギー、燃料及び労働力の獲保。

c) 原料の調達と仕上げ品の配給のための立地条件、輸送の便不便と運送費用。

d) 輸入代替、輸出の増大、対外信用業務、パテント及び商標の使用料、技術援助等による国際収支への影響。

e) 製品単位当たり原価の見積り額、生産能力及び製品の品質。

実施せられた検討を経て、定められた免税に見合う該当の結果が算出されたならば、出願申請事務当局は、関係担当省の指揮により、行政権者の配慮にしたがって該当する政令を立案する。この政令の立案は、いかなる場合でも経済大臣によって副署せられ、国政府の大蔵大臣と鉱工業大臣によって連署せられる。第2条の第A号に含まれる場合には、なおそのほかにも防衛大臣により副署

プラント輸入で奨励を受ける経済行為と地域に関するアルヘンチナ国政令（山崎） 283

せられ、国の交戦大臣によって連署せられる。第2条の第E号と第F号に組み入れられる場合には、政令は、代って、国の農牧業大臣によって連署せられる。

もしも検討の結果、政令の立案が否決せられたときには、政令成立の際に当該政令に副署し連署する筈であった国の関係各大臣によって、合議の形で適切に否決の決裁が公布せられる。

## 第八章 手 数 料

第13条一本体制に定められた恩典にあずかることを申請する企業若しくは経営は、千分の一以下の手数料を納付しなければならない。この手数料は、当該関係政令立案計画の検討と分析に基く諸費用支払いに、並びに、本政令が制定する諸恩典が許与せられる場合、その事後の調査と監督に充当せられるもので投資金額に比例して定められる。

出願申請事務当局は当該関係手数料率を提案する。これら手数料率は、経済大臣、防衛大臣、大蔵大臣、鉱工業大臣、農牧業大臣及び交戦大臣の合議による決裁によって認められる。

## 第九章 受 益 者 の 義 務

### 監 督 制 度——罰 則

第14条一本体制の諸恩典にあてはまるもののある諸要件を具備する企業若しくは経営は、免税の許与の基礎となる計画を履行するように義務づけられている。その実施には、出願申請事務当局が当該担当の監督を定める。正当と公やけに認められた事情が介在するときには、典拠となる政令に定められた期間は、当事者の願いに基き、出願申請事務当局の決裁によって、また、当該関係の政令に定められた期間の半ばを越えない期間によってのみ延期せられる。

上記の義務の全部又は一部の不履行の場合には、根拠となる立法の諸原則に照らして鑑がみ、偶発的若しくはやむを得ざる場合を除き、企業若しくは経営は、その不履行が立証せられたその時から、遅延の有無を問題とする法令を参

酌することなしに，単に通達のみをもって，次の諸処置に従がうものとする。

a) 本政令の明文の定めに基づいてそれら企業若しくは経営に該当していた筈の諸恩典の喪失。

b) 定められた免税の適用によって恩典に浴していた分の全税額に，納付すべきであった時からの，納付の履行せられる日に，アルヘンチナ国立銀行で実施せられた一般の割引率を適用して算出せられる利子を加算しての納付。

上記の諸処置は，生じた理由の如何にかかわらず，ケース毎に現行の法律と税制及び刑法規定に基づいて適用がなされる。

本政令第8条の諸恩典に含まれる投資家が資本若しくは株式の割当てられた部分を，同条第4号が規定する二年の期間の満了に先立って移譲するときは，定められた免税の適用によって恩典を蒙った筈の税額総額に，納付すべきであった時から，納付の時期におけるアルヘンチナ国立銀行で一般の割引にあてられた利率を採用して計算した利子額を加算して納付しなければならない。

## 第十章 付 則（一般措置）

第15条一現に手続き中の諸申請は，その提出の日の現行規定及び修正及び補則の措置に基づいて考慮せられる。但し，関係当事者が，本政令の官報に公表があってから90日間に，本体制による取扱いを受けることを文書によって意思表示をする場合にはこの限りではない。

第16条一本政令によって定める奨励制度を適用するために必要な明文の規則と補則を公布することにつき，奨励を受ける諸経済行為及び諸地域に関する技術面及び手続き面に関するいっさいの権限が，出願申請事務当局及び国税庁及び関税庁に与えられる。この最後の文言に定められた上記諸機関は，同様にしてその権限の事項で，経済行為により分類せられたグループ別に，奨励を受ける企業により，若しくは奨励の地域により，個別に本体制の適用によって生じた免税の算出税額若しくは関税額を承知できるように，必要な統計上の登録機関を組織する。



## 訳 者 あ と が き

嘗て山中康雄教授は市民社会を人，もの，行為の三要素に分類せられ，後，更に法をつけ加えられた。法律と経営ではそれぞれの科学に独自の概念や方法があり，研究領域と対象にもそれぞれの科学の性格からの違いが出てこなければならぬ道理である。それにしても経営社会もまた社会の中に生まれるものであるからには，その性格は社会制度的な体制によって付与せられ或いは限定せられてくるに違いない。

研究対象を構成の要素に分析し，要素相互間の結合の態様と実体とを究明することは，経営学においてももちろん構造学的方法の骨子となる。前記のように市民社会を人，もの，行為及び法に要素として分類析出せられた民法学者の方法が，直ちに経営学にもそのまま必要にして十分に妥当するかどうかはなお検討を要するところであるけれども，法社会も経営社会も共に社会であるから，経営社会の分析にこれが無縁のものであるとは到底考えられない。

山中教授のいわゆる市民社会と，ここで言う経営社会とでは，それでは両者をどのような対比の関係に把握できるかについて筆者の見解を述べることは，もちろん今当面する課題ではない。然しながら，題名が示すとおり，今回ここに翻訳せられた政令が，奨励を受ける経済行為と地域を要素として，この二要素に関する限定的な政令であることと，少なくともこの二要素に奨励という法の体制が展開せられる点で，それがアルヘンチナ国の特殊経済社会における発展計画として，地域の特殊経営社会に関係を及ぼして来る性格のものであることとは言うまでもなからう。

先に，大阪外国語大学学報第21号に「アルヘンチナ国プラント輸入の優先的取扱いに関する政令（訳）」を公表したが，今回はそれに続くこの「プラント輸入で奨励を受ける経済行為と地域に関するアルヘンチナ国政令（訳）」を，筆者が以前専任講師として勤務した鹿児島県立短期大学から，創立二十周年記念の「商経論叢」に執筆する機会を与えられた。プラント輸入に関する優遇措置令としてのこの二政令で，前者は主としてその会計制度面に，後者はその経

営計画面にアルヘンチナ国の特殊地域社会における経営規範的特徴を指適することができる。そして、両者いずれも同国の経済政策的立場からの緊急な要請に裏づけられて現われたものである。

前者も、また今回も同様、訳者は経営学を専攻する者の立場で翻訳した。つまり、訳文は経営学研究者のものである。経営社会が経営の領域を越えて特殊地域社会の規定を受けることになれば、他地域に見られない特異な社会慣行を著しく目立たせてくることも、これが法令の上に現われたればこそその現象であろう。このような個々の事例についての具体的な検討には他日の機会を期待するほかはない。筆者には、今、あえて経営学の内部に経営社会学を部門科学として成立させようとする意図があるわけではない。また更に、それがすべてであるとはいわぬまでも、確かに経営学には規範科学としての性格の一側面がとくに認められているであろう。したがって今回のこのような法令研究からは、分析をさらに推し進めて行くなれば、経営社会の規範的科学としてそれなりに経営学的方法的立場が文字通り自然に導かれてくるに違いない。こうした立場から、みずからの経営学の性格の一側面に社会規範の学としての課題を背負わせることもあながち不可能であるとは思えない。

それにしても、これら二政令を目前の資料にして、アルヘンチナ国の経営学の諸問題、更には、ラテン・アメリカにおけるイスパニア企業経済学的特徴を指適し、整理して、比較経営学として体系づけを試みて行くことが訳者になお今後遠く残されている仕事の一つである。

同じ綴字の語でありながら、他国語の場合とでは概念的にも領域的にも全く異った内容を盛ることの多いイスパニア語の地域社会では、経営学の諸問題もまた、単なる概念領域の広狭の差以上に複雑な異質性すら露呈してくる。経営社会が地域的な特殊文化社会に規定せられて生ずる限り、人間の思惟に関する統一的な科学の中で、語学と経営学の両面からの究明が必要な所以である。

以上のように、単純に一般的な普遍概念で割切ってみても到底本質的な理解の不可能なところに、古くからの伝統をもったイスパニア語の特殊地域学の重

要性と困難さが存在する。ところで、筆者の場合、このような地域学的な経営学から分析せられる対象としての具体例は、これを旧師馬場克三教授の個別資本における五段階説を通してその精緻なカテゴリーにあわせてみると、いっそう経営の本質的な性格を明確に現わして来るように思える。すなわち、教授の学説が弁証法であることにより、筆者の場合のように具体的な特殊経営社会の分析には教授の方法が極めて卓越した実効力をもつ。この同教授の学説については、筆者の留学中に直接御指導くださったマドリッド大学政経商学部大学院経済学研究科博士課程での諸教授の方法と対比して、簡単ながら西文の論稿で既に紹介させて戴いた。和名を付けるとすれば、「国際観光産業企業の経済計算」で、元来、独占の研究に際して生産過程の価値と労働を分析しようと志したものであるが、目下印刷中であり、大阪外国語大学学報第22号で不日公刊されることになっている。

今回の場合、法令の性格から、ここでいう奨励とは、具体的にはプラント輸入に限定せられた租税と関税の減免にその焦点がしばられている。もっとも、これには、第五章免税第7条の一の d) に外国人家族同伴による入国と滞在の許可を定めた規定や、同条一の f) のように消費原料購入に当っての助成価格の規定のような例外も一見存在するかに見えて、結局のところ、これらもいっさいが課税の問題に集約されてくる。しかも、このような施策は直ちに企業内留保の拡大から自己金融へと導かれようとする財政政策の一環にはほかならない。近来、企業、ことに株式会社を急速に変質せしめたと云われるこの自己金融については、この特殊地域の現実では、このように企業外からなされる体制的な財政政策の直接的機能とその作用をぬきにしては、特許制度や特異な証券金融市場の展開はあっても、蓄積せられた既存の民族資本に不自由なイスパニア語地域の経済社会には到底この問題を論ずることすら不可能であった。問題を自己金融にしばった場合、イスパニア企業経済学分野で法人税と関連せしめてこの領域に関する文献にも労作が既に存在している。その検討も、機会を得て早急に取り上げてみたいと考えているが、なお今後にゆだねるほかはない。

法律はもともと裁判手続き履行のための裁判規範として、解釈法学的な性格の一面をもつ。ところが、行政法令は直接的には行政官に行為を命じ或いは禁止する形をとって、特殊に行政規範である場合がイスパニア語の地域にはとりわけ著しい特徴として現われるように思う。したがって、このような裁判規範や行政規範が必ずしも直ちに経営社会の内部を律する特殊の社会規範として期待せられるわけではない。

経営学的立場から前記二法令を上のように社会規範として検討してみるならば、前者（1963年7月1日政令第5,339号）にしる、また後者（1964年4月30日政令第3,113号）にしる、ひとしくこの種法令に見られる政府の立法的態度には、政府の施策が直接的にいわゆる企業若しくは経営の内部に指導的に介入することをせず、もっぱらそれらの外部に交易を通じて展開せられる流通面への規制を図ろうとしていることが窺われる。資本主義体制下に民族資本が遂にこれまで発展の極に到達することのなかった地域社会で、しかもなお、以上のような姿勢が同時に政府として期待され、その企業対策乃至経済政策でのこの地域社会における伝統の中で根幹的な特徴となって来ているように思える。いかに中南米諸国間で共同市場の確立を目指して経済統合のための国際協定が結ばれようともその基底にこのような地域社会の慣行が横たわっている以上、現在までのところ、ヨーロッパ共同市場が到達しているほどの固い共同体的結合のレベルには遠く及ぶべくもない。すなわち、これら地域社会の条約には云わば国際カルテル的脆弱性現象に陥る原因があって、必然的に経済社会の後進性を温存した姿で暴露する結果に導く。その根本的な理由の一つが、実は国内法におけるこのような法令や政策の態度乃至社会の慣行に見出だされるのではない。いずれにせよ、直接的には当該担当行政官への行政規範としての呼びかけをしているに過ぎない点で、これら二法令が共に直接的な経営社会の経営規範として徹底するまでにはなお論理的にも飛躍がある。しかも他方、恩恵的に行政の側から与えられる租税や関税の減免乃至延納が殆んど唯一の自己金融拡大へのパイプであってみれば、云われる程に、株式会社の性格を一変させるま

での証券金融市場の変化ももち得なかった後進国で、企業における経営計画に期待せられた奨励の効果もまた先進国並みの水準への到達までには今後かなりの長い期間が必要であろう。たとえ法令は十分な市民社会的規範にはなり得ていても、単に税制の側からのみ自己金融の拡大を期待している程度では、経営社会内部の経営規範に受け入れられた法令が、必ずしも近代的な意味での自己金融の発展にはつなげられない。この点に関しては、なお稿を改めて、「自己金融と租税——イスパニア企業経済学の場合」を今年の学会報告に持込む予定である。

おわりに、訳文でしばしば現われる企業若しくは経営とは、企業行為の一部としてもなおかつ経営が存在する意味で、経営を企業の部門活動若しくは部門としての特定期間の営業活動として把握したことをお断わりしておく。仮えば企業の全体的な経営活動と特定支店の範囲に限定せられた経営活動とを区別して、或いは、企業全体の活動であっても当初からの継続的な全期間と或る特定期間との活動を区別して、それぞれ前者を企業、後者を経営とした。つまり、営業活動の総体を企業とし、その中で時空に限定せられた部分営業活動を経営としたわけである。恩典の及ぶ範囲が企業全体にわたるのみでなく、企業の部門活動若しくは部分的期間の営業活動に限定して享受される場合のあることを区別しなければならなかったからである。

経営学の場合、筆者自身は馬場克三教授に従って、企業の一般普遍概念が経営であり、資本制の経営を特に企業と呼ぶことにしている。その際、企業とは個別資本の別名にほかならない。この点、訳文の上での企業も経営も、共に資本制の規定を直接的に受けている。このような場合、法令の通念としては、企業若しくは営業と表現した方が一般に正しく受取られるかも知れないが、経営学用語としては誤解されやすく、全体と部分の区別も不可能なことにことさらに留意して、これを回避したつもりである。